

## 審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第5条第5項
処 分 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会（兵庫県警察本部交通部交通企画課長）
法 令 の 定 め：国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・ 第7条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準：判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：認定証再交付申請書は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署の交通課の窓口提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部交通企画課安全指導係 078-341-7441（内線5033）
備 考：